

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 8 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、各市町村教育委員会へ自宅勤務や時差出勤等の活用をお願いしてまいりましたが、県立学校人事課より教県第84-2号「「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の一部変更について」（令和2年4月28日付け）が発出されました。

各市町村教育委員会におかれましては、教職員の他者との接触をできる限り減少させ、「3つの密（密閉・密集・密接）」の状態を避けるために、改めて教職員の自宅勤務や時差出勤等の積極的な活用をお願いいたします。

担 当：人事・学事担当 吉田

電 話：048-830-6939

E-mail：a6930-03@pref.saitama.lg.jp

教 県 第 8 4 - 2 号

令 和 2 年 4 月 2 8 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の
勤務等について（通知）」の一部変更について（通知）

県立学校においては、臨時休業期間を5月31日（日）まで延長したことに伴い、令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の自宅勤務及び時差出勤の運用期間を**令和2年4月14日（火）から5月31日（日）まで**と変更しますので、参考として送付いたします。

担 当：県立学校人事課 学事担当

電 話：048-830-6735